

別表 2 (第 1 1 条関係)

	新築の場合	購入の場合（購入にあわせて増築等を実施する場合を含む。）
住宅に関する書類	1 新築工事の請負契約書の写し 2 新築工事の代金の支払いが完了していることを証する書類の写し 3 街区符号・住居番号決定通知書の写し 4 検査済証の写し 5 登記事項の全部事項証明書 6 現況写真	1 不動産売買契約書の写し 2 売買代金の支払いが完了していることを証する書類の写し 3 街区符号・住居番号決定(変更)通知書の写し 4 検査済証の写し 5 登記事項の全部事項証明書 6 増築等の実施によって補助の対象となる住宅となったことを証する書類および写真 7 現況写真
敷地に関する書類	1 不動産売買契約書の写し 2 売買代金の支払いが完了していることを証する書類の写し 3 登記事項の全部事項証明書	1 不動産売買契約書の写し 2 売買代金の支払いが完了していることを証する書類の写し 3 登記事項の全部事項証明書
その他の書類	1 住民票 2 市税の納税証明書	1 住民票 2 市税の納税証明書
備考		
1 共通（新築および購入の場合） (1) 「街区符号・住居番号決定通知書の写し」および「街区符号・住居番号決定（変更）通知書の写し」は、建築主等からの届出に基づき市が住宅に街区符号・住居番号（住所の番号）を付した際に交付する通知書の写しをいいます。住宅を新築した場合、住宅建築取得計画の認定後に新築工事が完了した住宅を購入した場合、または増築等の実施により取得した住宅の街区符号・住居番号が変更となった場合に添付してください。その他の場合は、添付不要です。 (2) 「検査済証の写し」は、建築基準法に基づき交付された検査済証の写しをいいます。住宅を新築した場合、住宅建築取得計画の認定後に新築工事が完了した住宅を購入した場合、または住宅の購入にあわせて建築確認申請を要する増築等を実施した場合に添付してください。その他の場合は添付不要です。 (3) 「登記事項の全部事項証明書」は、住宅および敷地の所有者が交付申請者であり、かつ、その所有者の住所が、取得した住宅の街区符号・住居番号と一致していることが確認できるものを添付してください。 (4) 「現況写真」は、住宅と敷地の全体の状況がわかるものを添付してください。 なお、住宅建築取得計画の認定申請書に添付したものと状況が変わらない場合は、添付不要です。 (5) 「住民票」は、取得した住宅の街区符号・住居番号に住所を変更した後のものを添付してください。 (6) 「市税の納税証明書」は、市が発行する市税に滞納がない旨の証明書をいいます。  2 購入の場合（購入にあわせて建築確認申請を要さない増築等を実施した場合に限る。） (1) 「増築等の実施によって補助の対象となる住宅となったことを証する書類および写真」は、住宅またはその他の建築物の購入にあわせて建築確認申請を要さない増築等を実施して補助の対象となる住宅とした場合に添付してください。		